

財政援助団体等監査結果報告

〔一般財団法人 神戸市小児救急医療事業団〕

神戸市監査委員	細川明子
同	大澤和士
同	福本富夫
同	しらくに高太郎

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和5年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

一般財団法人 神戸市小児救急医療事業団（以下「指定管理者」という。）における神戸市からの公の施設の指定管理（神戸こども初期急病センター）に係る出納その他の事務で、主として令和4年度執行の事務

2 監査の期間

令和5年8月28日～令和5年12月18日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸こども初期急病センター（以下「急病センター」という。）

急病センターは、夜間、休日における小児の救急患者に必要な医療を提供することを目的に設置されている。

所在地 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番1号

延床面積 1,279.88 m²
内 容 診察室、処置室、トリアージ室、レントゲン室、駐車場ほか
診療時間 平 日 午後8時から翌朝7時（受付は各30分前）
土曜日 午後3時から翌朝7時（受付は各30分前）
休 日（年末年始） 午前9時から翌朝7時（受付は各30分前）
開設年月日 平成22年12月1日

(2) 指定管理者及び選定理由

ア 指定管理者 一般財団法人 神戸市小児救急医療事業団

イ 選定理由

法人は急病センターの管理、運営のために、神戸市医師会、神戸市小児科医会、神戸大学等市内の医療関係者の連携、協働により設立された団体であり、臨床や研究などそれぞれが役割を發揮しながら、ノウハウを集結して事業を行うことができる。

神戸市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」においては、「専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合」については非公募選定をすることが可能とされており、これらのことから法人を指定管理者として選定している。

(3) 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間）
（次期：令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間））

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、夜間、休日における小児初期救急診療、電話相談事業、小児救急に関する知識の普及事業のほか、施設及び設備の維持管理業務等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

項 目	令和 4 年度	令和 3 年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
受 診 者 数	22,756人	14,079人	8,677人	61.6%
平 日	7,120人	4,588人	2,532人	55.2%
土 曜 日	3,944人	2,699人	1,245人	46.1%
日 曜 日 ・ 祝 日	11,692人	6,792人	4,900人	72.1%
1 日 平 均 受 診 者 数	62.3人	38.6人	23.7人	61.4%
平 日	29.3人	19.0人	10.3人	54.2%
土 曜 日	78.9人	52.9人	26.0人	49.1%
日 曜 日 ・ 祝 日	162.4人	94.3人	68.1人	72.2%
こ ども 急 病 電 話 相 談	13,116件	11,462件	1,654件	14.4%
救急安心センターこうべ急病電話相談	3,923件	2,954件	969件	32.8%

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料等は、第 2 表のとおりである。

急病センターの管理業務に要した経費から利用料金収入（本人負担分を含む診療報酬）及び補助金を差し引いた収支差額を指定管理料として算定している。

第 2 表 指 定 管 理 料 等 の 比 較

(単位 金額：千円、比率：%)

	令和 4 年度		令和 3 年度		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
指 定 管 理 料 (※ 1)	110,884	20.3%	282,769	55.1%	△ 171,885	△60.8%
利 用 料 金 収 入	419,029	76.5%	218,364	42.5%	200,664	91.9%
補 助 金 (※ 2)	17,642	3.2%	12,141	2.4%	5,500	45.3%

※1 救急安心センターこうべ事業費を含む。

※2 小児救急医療相談窓口運営費補助事業（兵庫県）等

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

令和 4 年度の評価は、「神戸市の小児救急医療体制において 365 日開院している当センターの役割は非常に大きいものであり、当センター開院後の二次医療機関の患者受け入れ割合は大幅に減少していることから、十分に役割を果たしていると考えられる。利用者からの意見では、施設の快適性、症状に応じた診察の優先順位の決定（トリアージ）、医師の応対について、満足度が

増加し、全体的な満足度もやや増加している。待ち時間については、1時間以上となる方の割合が減少した点は評価できるが、待ち時間が30分以内の割合も減り、待ち時間の満足度は、低下している。引き続き改善にむけて対応をお願いしたい。また、看護師の対応についてはアンケートで指摘も見受けられるため、多様な利用者に対応できるよう工夫されたい。」となっている。

5 監査の結果

急病センターの指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書（以下「協定書」という。）等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 指定管理料及び手数料の専用口座を設けるべきもの

指定管理料は、協定書第7条第2項により、「指定管理者の届け出た専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）に市が入金する」と規定されている。仕様書においても、「4.施設の経理に関する事項」で、「センターの管理運営に関する会計は、指定管理者のほかの業務と区分処理し、その経理を明確にする。」とされている。

しかし、指定管理者が届け出た口座は、専用口座ではなく法人の資金管理を行う普通預金口座であり、指定管理料は指定管理者のほかの業務と区分されることなく管理されていた。

また、神戸こども初期急病センター条例（以下「条例」という。）第11条に基づく手数料（証明書発行手数料）についても、協定書第9条により、「指定管理者が徴収を行い、収納金は、第7条第2項に規定する専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）に速やかに入金しなければならない」とされているところ、徴収した手数料は、神戸市に納付するまでの間、現金で保管されていた。

「現金取扱事務の手引き（公金編）」では、神戸市の歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託する際の事務等について定められており、その中で徴収した現金は、金融機関に公金専用の決済用預金口座を設けて預金することが求められている。

指定管理者は、協定書及び仕様書に基づき、指定管理料は専用口座を設け、指定管理者のほかの業務と区分処理し、その経理を明確にするとともに、手数料についても同専用口座にて管理すべきである。

また、神戸市所管局は、指定管理者の届け出た口座が協定書に定める専用口座か確認するとともに、指定管理料及び徴収した手数料が適正に管理されるよう、指定管理者を指導すべきである。

イ 条例に基づき適正に手数料徴収を行うべきもの

徴収事務については、地方自治法（以下「自治法」という。）第 243 条により、特別の定めがある場合を除き私人に行わせることを禁止し、自治法施行令第 158 条第 1 項で手数料については例外的にこれを可能としている。

条例第 11 条に基づく証明書（来院証明書、支払証明書）の発行に係る手数料は、協定書第 9 条により「手数料は甲（神戸市）に帰属し、乙（指定管理者）において徴収を行うものとする」とされており、協定書第 14 条により「乙（指定管理者）は、業務の執行に当たり、当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙は甲（神戸市）の書面による事前の承諾を受けた場合は、協定書第 9 条に規定する手数料の徴収事務を除く当該業務の一部に限り第三者に再委託し、又請け負わせることができる」とされている。

また、神戸市の「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」及び「財務会計事務の手引き」においても、使用料（手数料等）の徴収事務は再委託できないことが記載されている。

しかし、指定管理者は手数料の徴収事務を第三者に再委託していた。

公金の取扱いの私人への委託があくまでも例外であることや、委託した場合にその旨を明確にするため、自治法施行令第 158 条第 2 項により告示や公表が求められることを鑑みると、手数料の徴収は指定管理者が行うべきである。

ウ 自主事業に係る会計処理を適正に行うべきもの

急病センターでは、センター開設当初から待合室におむつの自動販売機を市が設置し、指定管理者が 1 枚 100 円（税込み）で販売を行っているが、指定管理業務であるか自主事業であるか、協定書上で明確にされていなかった。

帳簿等を確認し、神戸市所管局、指定管理者に聞き取りをしたところ、販売用のおむつは、指定管理者が指定管理料で購入（令和 4 年度支出額 8,712 円）している一方、おむつの売上収入は、指定管理者である法人の収入として、指定管理料の精算の対象から除外する「精算対象外収入」に計上（令和 4 年度収入額 5,600 円）されていた。

神戸市所管局は、指定管理の業務とするかを判断し、必要な手続きを行ったうえで、適正に処理すべきである。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。